主 文

原告らの請求はいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 事 実

第一 当事者双方の求める裁判

- 原告ら

被告江戸川郵便局長と同昭島郵便局長が、昭和四三年五月四日付で本件原告らに対してなした別紙(一)記載の減給並びに戒告の各懲戒処分は取消す。

訴訟費用は被告らの負担とする。

二 被告ら

原告らの請求を棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

第二 原告らの請求原因

一 原告らは、いずれも郵政省職員で、本件原告中別紙(一)記載の(1)乃至(108)の原告らは江戸川郵便局に、同(109)乃至(142)は昭島郵便局に、同(109)乃至(142)は昭島郵便局長れぞれ勤務していたところ、被告江戸川郵便局長及び同昭島郵便局長は、四三年五月四日、原告らに対し別紙(一)記載の減給並びに戒告の各懲戒処分をした(以下これを本件処分という。)。その処分理由は、原告らに国家公務員法(以下国公法という)八二条各号に該当する行為があつたというにある。 下国公法という)八二条各号に該当する行為があつたというにある。 によって原告らは「俸給制度に関する協約」「昇給の欠格基準に関する協約」「よる協判する協約」「昇給の欠格基準に関する協約」「財界給を延伸されているものである。なお原告らは本件各処分について昭和四三年六月のように対してよれるべきものである。なお原告らは本件各処分について昭和四三年六月日本原に対してよれるが表表になり、このとおりた経過してよま決が、この日本経過してよま決がない。

から(原告A、同Bにつき別紙(二)(三)のとおりとなる)右処分はいずれも取り消されるべきものである。なお原告らは本件各処分について昭和四三年六月二八日人事院に対してそれぞれ審査請求をしたが、三か月を経過しても裁決がない。三原告らはすべて全逓信労働組合(以下全逓という)の組合員であつて、同組合が昭和四三年四月二五日指令した賃上げ等を目的とするストライキにそれぞれ参加し、その勤務場所において四六乃至三時間五〇分にわたり労務の提供を拒否した。右原告らの行為は、憲法上保障された争議行為であるから、これに対し懲戒処分をなし得ない。即ち、

1 原告らを含む郵政省職員は憲法二八条の勤労者であつて、労働者がストライキ 行動をとることは基本的人権に基づく権利の行使であつてもともと適法行為である。

原告らの右の如き短時間の単純なストライキの程度をもつては、いまだ公共企業体等労働関係法(以下公労法という)一七条の争議行為に該当しない。

近時公労法一七条の解釈に関し、判例の展開において提示される「国民生活全体の利益の保障」という概念は次のような法理念として、正しく説明することができるのである。即ち企業は民間私企業、公共企業を問わず、雇用主と労働者という社会的・経済的利害が衝突する者たちによつて運営され、その一方の当事者である労働者の利益よう護の諸活動は憲法第二八条の基本的人権として保障されているのであって、立法、行政、司法の各府がこの相対立する当事者の紛争に権力的に介入しあるのは、国民がその国家という社会形成の基本原理が侵犯されると判断する合理的な理由の存するとき、またその紛争の継続によつてその企業体の企業運営にある便益を享受することが到底期待し得ないような状況が発生したとき等の場合にのみ

許されるのであつて、少しの停廃も許されない公共役務とは国民の生命・身体・財産に対する危迫な侵害の除去に関するものであり、国民の日常生活の不便ということとは区別されなければならない。換言すれば右の「国民生活全体の利益の保障」という概念はその「全体」の中に公共役務の中の労働者の個別的利益をふくみ、その個別的利益の保障を奪い去るに必要にして十分な合理的な国民生活の利益を総称したものであつてこれが憲法の法理念である。従つて国公法、公労法の争議行為禁止規定の適用に当つては、公務員の法令上の職務の性質や労働立法の適用の有無等を考慮して、その合理的解釈を行う必要があるのである。

を考慮して、その合理的解釈を行う必要があるのである。 四 仮に原告らの前記各行為につき被告らに懲戒処分権があるとしても国公法に口ける懲戒に関する法規の真の目的は公務員に関する人事行政事務を国会のコントロールの下におくことによつて内閣の恣意的人事行政を禁じようとしたものである。 他を与えられたと考えることはできないものであるところ、本件処分は原告の基準をなストライキ参加について全く恣意的になされたものであつて、本件処分をなした「郵政省職員懲戒処分規程」「懲戒処分標準について」の各規定は極めても由裁量の余地を広く認めたあいまいなものであり、その処分はいわゆる官吏にいての特別権力関係論的思考に基くものであつて、原告らの蒙る前記不利益にいる。

第三 被告らの請求原因に対する認否並びに主張

一原告らの請求原因一の事実は認める。同二の事実中原告らの定期昇給が原告ら主張の協約等に定められていること、原告らが本件各処分について原告ら主張のに人事院に審査請求をなし、三ケ月を経過せるも裁決がないことは認めませる。右定期昇給に関しては右の外に「昇給の欠格基準に関する協約附属覚書」があるが、原告らの郵政省職員が減給、戒告等の懲戒処合された場合の昇給延伸に関する事項ももまたとしてはが減齢で見たのででは、一次の場合では、一次の場合では、一次の場合では、一次の場合では、一次の場合では、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりに、一次のよりな理由に基く。一般に、一次のよりな理由に基く。

(一) 郵政事業の実態

#### 1 郵便事業

郵便事業は、郵便の役務をなるべく安い料金であまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として(郵便法一条)企業的に運営されて

いる国営独占事業である。わが国にはじめて新式郵便制度が採用されたのは、明治四年であるが、以来今日まで一〇〇年以上にわたり全国の郵便網を通じ、正確、安全、迅速をモットーとしたサービスの提供に努め、社会経済の発展、国民生活の向上に寄与してきた。戦後、昭和三〇年代における経済の飛躍的発展に伴い、郵便物で、生りわけ人口の都市集中化によりその増加は大都市とその周辺に集中する傾向を示しているが、このような事態に対処するため郵政省としては近年郵便事業の近代化計画を押し進め、郵便の種別、料金体系の改正、郵便の規格化、郵便番号制度の導入、郵便番号自動読取区分機郵便物自動選別取りそろえ押の機の開発実用化、機械化集中処理局の建設あるいは郵便物の航空輸送など一連の近代化施策を実施して郵便サービスの向上に努めている。さらに、昭和四六年一〇月から郵便の標準送達日数(郵便ダイヤ)を公表し、郵便を予定日数以内に送達することを公約して利用者の利便に供している。

2 為替貯金事業

為替貯金事業は、郵便事業、簡易生命保険事業と並んで郵政省が経営する主要事業の一つであり、その内容は郵便貯金、郵便為替および郵便振替の事業ならびに年金、恩給の支給、その他国庫金の受入れ、払渡しに関する業務等を包含しており、それぞれ国民の日常生活に緊密なつながりを持つている。

(1) 郵便貯金

郵便貯金は、簡易で確実な貯蓄の手段をすべての国民にあまねく公平に提供する ことによつて、その経済生活の安定を図り、福祉を増進することを目的として運営 されており、(郵便貯金法一条)明治八年に創始されて以来九十余年間国民に親し まれ、国民生活に欠くことのできない貯蓄手段となつている。郵便貯金の利用実態 については、その利用者の九九%以上が「個人」であり、しかもその七〇%前後が 賃金俸給生活者、主婦、学生、生徒といつた中低所得者層となつており、郵便貯金 はこれらのいわば国民大衆の利用者が抱いている「不時の災害に備えたい」「子供 の教育費や結婚資金を蓄えたい。」「家屋の新築、改築に備えたい。」あるいは 「ある程度まとまつた余裕金を有利に安全に運用したい。」等ささやかにして多様な経済生活安定への願いを充足するためのものであり、これらの願望にこたえるべ く通常郵便貯金、積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金 の五種類の制度を設けている。また、直接に利用者である国民に郵便貯金サービス を提供する窓口機関は地域により、その規模に大小があるが、全国にあまねく設置 され、その数は約一七、〇〇〇局に達し、全金融機関の約四〇%を占めており、ま たその地域的分布は、民間金融機関が人口と経済力の集積している都市部、特に六 大都市に集中しているのに対して、郵便局の配置には偏在はみられない。このような郵便局の普遍的な設置は、全国どこでも出し入れ自由な制度と相まつて、国民に対して便利な利用を可能にしているし、採算上民間金融機関の及び得ない地域の住 民の利用を可能にしている。ちなみに昭和四五年度における郵便貯金の取扱口数は 四億四八五三万口取扱金額は一〇兆六三六四億円に達しており、これを一日当りに 換算すると一四九万五千口三五五億円となり、また郵便貯金の現在高は、昭和四六 年三月末現在九兆二千億円に達している。他の民間金融機関の預金量と比較してみ ると、農協が六兆五四四九億円(四六年一〇月現在)で、これに次ぎ郵便貯金が最

高の預金高を保有している。

### (2) 郵便為替

## (3) 郵便振替

郵便振替は国民に簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて国民の円滑な経済活動に資することを目的として(郵便振替法一条)明治三九年に創設された制度で全国の地方貯金局(口座所管庁)に設けられる加入者の口座を中心として、通信販売の決済、保険料、各種会費寄付金、株式配当金の支払い、電気、ガス等の公共料金の支払いおよびこれら公共料金の定期継続振替等、国民経済生活において発生する多様な送金決済のために利用されている。昭和四五年度における受払口数は一億一一八九万件、受払金額は四兆四七二六億円で国民経済の伸張を反映して郵便振替の利用は逐年増加している。

### (4) 年金恩給等の支払い

社会保障制度による各種の手当、年金、恩給等の受給者は都市山村を問わず全国に散在しているうえ、受給者の多くは老令で経済的に貧しく、また複雑な手続をとることを不得手とする者が多いので全国に普及している郵便局において簡便な手続きにより、「国民年金法」に基づく福祉年金、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づく特別弔慰金国庫債券など各種の年金、恩給等の支給を行なつている。なお、昭和四五年度における受給者数は約七一九万人、年間取扱量は約三一四〇万件、金額にして約五〇三六億円に達している。

#### (5) 国庫金等受払事務

国庫金の出納保管事務はすべて日本銀行が統一して行なうことになつているが、現実には日本銀行の店舗数が少ないため、これのみに限定することは事実上不可能であり、一般国民にも大きな不便を与えることとなるので、全国約一七、〇〇〇の窓口をもつ郵政官署において所得税、法人税など各種の国庫金の受払事務を取扱つている。なお、昭和四五年度における取扱量は受払合計口数約一、七七四万件、受払合計金額約四、六五一億円に達している。

## 3 簡易生命保険および郵便年金事業

## (1) 簡易生命保険

簡易生命保険は、国民に簡易に利用できる生命保険を確実な経営によりなるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進するるとを目的として(簡易生命保険法一条)大正一五年に創設されたもので、国が営事を目的としないで経営する生命保険事業である。その特色としては①取扱い機関金国的であること。②すべて専門医の診査は行なわず無診査で加入できること。③すべて専門医の診査は行なわず無診査で加入できること。④国が社会政策的観念から民間保険がかえりみなかの中産階級以下の人々を対象として創設したものであるため、保険金が一〇万円の低額とされていること。⑤加入者保護の規定が各種設けられている。。⑥加入者の健康保持及び福祉向上のため施設が全国各地に設けられている。と。⑦職業による加入制限がないこと。などがあげられる。なお、簡易生命保険の保有契約高は昭和四七年二月現在約四、五六九万件、金額約一二兆八、九七一億円となつており、国民の経済生活の安定と福祉の向上に貢献している。

#### (2) 郵便年金

郵便年金は国民に簡易に利用できる年金保険を確実な経営によりなるべく安い掛金で提供し、もつて国民経済生活の安定を図りその福祉を増進することを目的として(郵便年金法一条)大正一五年に創始されたもので、簡易生命保険と同様国が営

利を目的としないで経営しており、手続が簡便で国民のだれでもが容易に加入できるしくみになつている。なお、昭和四六年三月末現在の契約件数は、約二五万件、 契約金額は約五〇億円となつている。

(二) 郵政事業の国民経済に果たす役割

前述のように郵政事業はどの業務をとつてみても、国民の日常生活にきわめて緊密なつながりを持つており、その業務の停廃は国民生活に重大な障害をもたらし、社会全般にきわめて大きな影響を及ぼすものである。

1 郵政事業については、原則として「何人も郵便の業務を業とし、又国の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。」とされており(郵便法五条一項)他に代替手段のない公共的な独占事業として国営により運営されているものである。このような高度の公共性を有する郵便事業を経営するため「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない(郵便法三条)。」と定められている趣旨に沿つて各種の低廉な料金がきめられている。

ところで、郵便事業の運営の実態については、前述したとおり個人間の信書による通信の増加傾向とともに、事業所、官公庁などに発着する業務用通信等も著しく増加し、今後さらに経済の発展、産業経済構造の高度化および多様化、人口増加と都市集中化、生活水準の向上、情報化社会への進展等の社会経済情勢の進展に伴つて郵便需要は今後一層増加することが予想され、この状態で推移すれば昭和五〇年度には年間およそ一四三億通に、六〇年度までには二〇〇億通をこえるものと推定されている。このように郵便事業は国民経済の発展に占めるウエイトがきわめて高く国民生活に密接な関連を有し、その日常生活に欠かせない重要性を有しているものである。

2 為替貯金事業および保険年金事業については既述したようにその事業の態様からして、これらの事業が果している社会的、経済的役割は資金の運用面における役割をも含めてきわめて大きなものがある。

まず、貯蓄機関としての役割という面からみると、わが国の社会保障制度は現実には必らずしも十分なものとはいえないため、勤労者、個人零細業主、農民などの国民大衆が病気、不時の災害あるいは教育、結婚、住宅のための資金を確保するためには貯蓄は重要な意味をもつている。また、国民大衆の所得水準からみて零細な貯蓄が多くならざるを得ず、不動産、株式への投資と比べて安全確実で利殖性のある貯蓄手段の比重が高い。しかして、換金性と利殖性を兼備した定額郵便貯金、毎月定期的に各家庭に外務員の足が及ぶ積立郵便貯金や簡易生命保険等は国が支払いを保証しており、万人の利用を可能にする郵便局の全国的なネットワークと相まって、国民大衆の要望をみたし、その福祉の向上に大きく貢献している。

次に、送金機関としての役割という面から見ると、わが国全体の送金決済需要は日本リサーチセンターの調査によれば、昭和四二年度においては、郵政省の提供する現金書留、郵便為替、郵便振替の利用件数は一億六、三六一万件で全体の四一・八%を占めており、また、郵政省貯金局が全国の普通世帯を対象に昭和四一年一〇月に実施した世論調査によれば、過去一年間に送金したことがあると回答した世帯は四四%で、このうち銀行送金は三・四%であるのに対して郵便為替一三・〇%、現金書留三三・九%、郵便振替五・九%となつている。以上のように郵便局を利用しての送金は国民生活にきわめて密接なつながりを持つている。他方、財政投融資資金の供給機関としての役割という面から見ると、郵便貯金や

他方、財政投融資資金の供給機関としての役割という面から見ると、郵便貯金や簡易生命保険の資金の運用は、財政投融資計画との関連が深い。財政投融資とは、郵政事業等政府がみずから行なう事業、または国鉄、電々公社、住宅公団、道路公団等、政府関係機関に対して資金の供給をしたり、開発銀行、輸出入銀行、各種金庫、公庫等、政府金融機関を通じて民間産業に資金を供給したり、あるいは地方公共団体に資金を貸し付けたりすることを総称したものであるが、これら財政投融資計画は毎年度国家予算と関連して決定され、国家予算とともに国の財政金融政策の重要な柱をなしている。

郵便貯金の資金は大蔵省資金運用部に預託され、財政投融資計画においては、資金運用部資金として計上される。昭和四七年度財政投融資計画においては、資金運用部資金の四○%にあたる一兆七○○○億円が郵便貯金資金であり、単独の資金源としては、郵便貯金が最大の規模となつている。簡易生命保険および郵便年金の資金は、郵政大臣が管理し運用することになつているが、その運用対象の大部分は国の財政投融資計画であり、昭和四六年度の運用計画についてみると、総額六、三五

○億円のうち、契約者貸付は二○○億円で残りは財政投融資協力運用となつている。このうち、地方公共団体に二、二○○億円をあてて資金の地方還元をはかつているが、運用全体として加入者に密接な関連のある住宅、交通、道路、中小企業などの面に重点をおき、資金の加入者還元の実をあげている。

以上のように郵便貯金資金および簡易生命保険および郵便年金資金は、利潤の追求のために運用される民間金融機関の資金と異なり国の財政政策、経済政策にしたがつて、国営事業、政府関係機関、政府関係金融機関、あるいは地方公共団体等に供給され、その資金のもつ公共性、社会性を発揮しつつ、国民経済の発展あるいは国民生活安定のために大きく役立つているのである。

(三) 本件ストライキ実施に至るまでの経緯

全逓中央本部は、昭和四三年四月二三日、賃金引上げなどを目的とする公労協統の一次として、指令第三五号をもつて「別途指定する会にの会にした。 一ストライキの一環として、指令の発出が予想されたので、同日全逓中央執いの発出が予想されたので、同日全逓中央執いので、同日全逓間題に対し書面をもつて、組合が闘争の主目標としている賃金引上げ問題には、組合自ら公共企業体等労働委員会に調停を申請し既に不法なのであるから、調査による合議段階にあるにもかからず、組合があえてであるから、記の外によるとは、事業の公共性を無視し、労使間のルールを破るもの一違法の事態によるによるようであるがあるととも、方一違法の表別のを表別である。 一個の大きない、一個の大きない。 一個の大きない、一個の大きない、一個の大きない。 一個の大きない、一個の大きない、一個の大きない。 一個の大きない、一個の大きない、一個の大きない。 一個の大きない、一個の大きない、一個の大きない。 一個の大きない、一個の一位の大きない、一個の一位の一位の一位の一

しかしながら、全逓中央本部は、翌二四日、指令第三六号をもつて「四月二五日、別途指定する支部分会においては出勤時よりそれぞれ半日ストライキに突入る」こととの指令を発出した。そこで被告江戸川郵便局長は同日、全逓江戸川支に対し、また、被告昭島郵便局長は全逓北多摩西支部長に対して、それぞれ「富となストライキは中止すること。このストライキに参加した場合は処分の対象とる」旨警告した。さらに被告江戸川郵便局長は、職員全員に対して同年四月二〇日それぞれの自宅へストは違法なものであり、このストに参加した場合は厳しい処分を行う旨の文書を郵送し、警告するとともに、同月二四日までの間再三にわたり、口頭で、ストに参加しないで出局するとともに、同月二四日に、同局職員に対し、電報などで翌二五日出勤しない場合は、戒告以上の処分となる旨警告するとともに同日必ず出局するよう命令した。

(四) 本件ストライキ実施の状況

# 1 江戸川郵便局関係

別紙(一)記載の1ないし108の原告ら一〇八名は前記警告にかかわらず、同年四月二五日半日ストライキに突入したので同局庶務会計課長は同日午前七時二〇分頃からスト会場である江戸川区〈以下略〉在日朝鮮人総連合東京都江戸川支部前路上において、同会場に入ろうとする右原告らに対して、就労を命令し、また、同課長から全逓東京地方本部委員長にスト中止申入書を手交した。それにもかかわらず右原告らは集会を継続し、さらに局構内に集会場所を移動し、同日午前一一時四六分解散するまで、別紙(二)記載のそれぞれの欠務時間欄記載のとおり欠務したものである。

#### 2 昭島郵便局関係

別紙(一)記載の109ないし142の原告ら三四名は前記警告にかかわらず、同年四月二五日、半日ストライキに突入したので、昭島郵便局庶務会計課長らは同日午前七時一六分頃、スト会場である昭島市〈以下略〉社会党C市会議員宅前において、全逓北多摩西支部長に対し、ストライキ中止を申し入れ、また、同会場に入ろうとする右原告らに対し、就労を命令したが、右原告らは集会を継続し、同局入門まで別紙(二)記載のそれぞれの欠務時間記載のとおり欠務したものである。

(五) 本件ストライキによる業務阻害状況

原告らは前記(一)で述べた郵政省設置法三条に定める事業及び業務を、別紙(二)記載の所属において一体的有機的に遂行する職務に従事すべき義務を負うところ、同記載の欠務時間に相当する職務の停廃をきたし、右事業及び業務に多大の支障を与えた。その具体的支障状況を各局別にみると次のとおりである。

### 1 江戸川郵便局関係

### (1) 郵便業務について

本件ストライキによつて生じた郵便外務の配達末処理郵便物数(普通通常郵便 物)は、業務規制闘争実施直前の時期である昭和四三年四月一日から同月一五日ま での一日平均配達末処理郵便物数四、二四五通を一〇〇とすれば、一、四五七(六 -、八七〇通)となり、又業務規制斗争実施時である同月一六日から同月二四日ま での一日平均配達末処理郵便物数三二、〇四三通を一〇〇とすれば一九三(六一 八七〇通)となる。これが本件ストライキ当日直接影響を受けたものである。さら 八七〇通)となる。これが本件ストライキ当日直接影響を受けたものである。さらに、右ストライキによる影響は、同月二九日まで残存している。これを右の方式によつてみれば、業務規制斗争直前の状態の四、二四五通を一〇〇とすれば、同月二六日は一、四三七(六〇、九九〇通)、同月二七日は一、一〇二(四六、八〇〇通)、同月二八日は七三六(三一、二六〇通)となり、又業務規制斗争実施時の状態の三二、〇四三通を一〇〇とすれば、同月二六日、一九〇、同日二七日、一四六、同月二八日一三〇、同月二九日九八となる。なお、本業通過常知便物の配達については、同等の業務別また。 なる。なお、右普通通常郵便物以外の郵便物の配達についても、同等の業務阻害を 生じたほか、配達以外の郵便外務業務、並びに郵便内務業務についても多大の支障 を与えた。

(2) 貯金、保険業務について 貯金業務については、積立郵便貯金の集金が予定件数の三○%減の業務阻害を生 こたほか、定額郵便貯金の募集その他貯金業務についても多大の支障を与えた。又 保険業務については、保険料の集金が予定件数の三三%減の業務阻害を生じたほ か、新規契約の募集その他の保険業務についても多大の支障を与えた。

### 昭島郵便局関係

(1) 郵便業務について

本件ストライキによつて生じた郵便外務の配達未処理郵便物数(普通通常郵便 物)は前記1、(1)の方式によれば、業務規制斗争実施時の一日平均配達未処理 ・ (1) の方式によれば、果然規制・事実心時の一百十時間達不処理 郵便物数一、四八〇通を一〇〇として、八〇一(一一、八六〇通)となり、これが ストライキ当日の直接の影響である。さらに、右ストライキによる影響は同年四月 三〇日まで残存している。すなわち、右方式によれば、同月二六日は四六六(六、 八九〇通)同月二七日、三〇一(四、四五〇通)、同月二八日四一四(六、一二〇 通)同月二九日、二七一(四、〇一〇通)、同月三〇日九一(一、三四〇通)とな る。なお、右普通通常郵便物以外の郵便物の配達についても、同等の業務阻害を生 にたほか、配達以外の郵便が終業務、並びに郵便内務業務についても名まの表際を じたほか、配達以外の郵便外務業務、並びに郵便内務業務についても多大の支障を 与えた。

(2) 貯金、保険業務について

貯金業務については、積立郵便貯金の集金が予定件数の五一%減の業務阻害を生 じたほか、定額郵便貯金の募集その他の貯金業務についても多大の支障を与えた。 又保険業務については、保険料の集金が予定件数の三四%減の業務阻害を生じたほか、新規契約の募集その他の保険業務についても多大の支障を与えた。

(六) 原告らの前記行為に対する法令の適用

原告らの前記の如き違法なストライキに参加し長時間欠務した行為は、公労法-七条一項に違反する行為であるから、国公法九八条一項、九九条に違反し、同法八 └条一号、三号に該当する。又同法一○一条一項にも違反し、同法八二条各号に該 (昭和二六年三月二 当する。よつて人事院規則および「郵政省職員懲戒処分規程」 〇日公達第三三号)五条、一〇条、「懲戒処分標準について」(昭和二六年五月-五日郵人第九一号依命通達)第一、二、(一)項並びに「職員の懲戒処分につい (昭和二六年五月一 て」(昭和二六年五月一五日郵人第九一号の一)第五条関係をそれぞれ適用し、本 省の承認を得た上ストライキ参加の時間の多寡その他の情状を考慮して、原告らに 対し昭和四三年五月四日附で別紙(二)記載のとおりそれぞれ処分したもので本件 処分は何ら違法はなく、相当である。

(七) 争議行為と懲戒処分との関係

1 原告らは憲法二八条によつて原告らには争議権が認められているから、その行使は適法行為である旨主張するが、原告らが私企業における職員及び労働組合と同様無制限に争議権が保障されているものでないことは、最高裁判所昭和四一年一〇月二六日、全逓中郵事件同昭和四三年一二月二四日千代田丸事件、同昭和四四年四日二日初初組集件を製造において歴史されている。 月二日都教組事件各判決において確定されているところであり、原告らの右主張は 独自の見解として採るに足りないものである。

2 原告らは争議行為は労働者の団結体である労働組合自体の行為であり、多数組 合員の集団的共同的な活動を本質とし、労働者が企業秩序の拘束から集団的に離脱 して、使用者の労務指揮権を排除することを目的とする行為であるから、個別的労 働関係を規律する懲戒条項を右争議行為に適用することは許されないと主張する。しかし右主張は現行法体系のもとでは適用しないものである。即ち労働者は、労働組合に加入することによつて、労働組合の団体的統制に服することとなるが、この場合、当該労働者は、使用者との間の法律要件に基く法律関係と、その団体の構別を立法措置がない限り、対等のものであつて、その間に優先関係はない。それも第一次の大きのの統制では、対等のものであった。とは、本来使用者の指揮命令から離脱して、その労働力を組合の統制でにおくことは、本来使用者との法律関係においては違法であって、これが適法行為といえるためには、本来使用者との法律関係においては違法である、これが適法行為といえるためには、特別の立法措置が必要であり、現行係の、私企業における争議行為が適法行為とされているのは、右の二重の法律係の、私企業における争議行為が適法行為とされているのは、右の二重の法律係の、別額整的機能をもつ特別立法措置である憲法二八条、労組法一条二項、七条、八条が存するからである。

(従でという) (でという) (でという) (でという) (でという) (でという) (でという) (であいり) (でという) (でという) (であいり) (である) (では) (でい) (でい)

- 3 原告らば、公労法一七条、一八条は争議行為を理由とする解雇について、不当 労働行為としての救済を認めない趣旨にとどまり、その他の懲戒処分を認めないも のである旨主張する。
- (1) この点については、公労法一八条は、通常解雇の規定であるとして労働法学説のうえでは、右の懲戒的性格を否定的に解するものが多い。しかし、公労法一八条の解雇がどのような性格を有するものかは、同法一七条の争議行為禁止の趣旨が企業秩序の設定、維持とどのような関係をもつかという観点と、公労法一八条(ならびに同法一七条)の制定の沿革的観点とから検討されなければならない事柄である。前者の観点については、次に述べるが、後者の観点については、最近、沿革的には、同条の懲戒的性格を否定しえないとする学説上の指摘がなされている。(2)公労法一七条の争議行為の禁止が、保護法益との関係でどのような意味を開まれた。
- (2)公労法一七条の争議行為の禁止が、保護法益との関係でどのような意味を有するかについて、最近、いわゆる都城郵便局事件に関する判決(東京地裁、昭和四六年一一月一二日判決)が出されている。この判決の論旨は、公労法一七条が郵政職員の争議行為を禁止したのは、独占性をもつ国営郵便事業を利用する国民生活全体の利益保護のためという企業外の要請にもとづくものであるが、国公法八二条の懲戒規定の保護法益は、使用者である国の労務指揮命令権の確保と職場秩序の維持であつて、両法条の保護法益が異なるから、公労法一七条違反の行為は、国民との関係で違法となるとしても、使用者たる国との関係では直ちに違法となるものである。本件原告らは、まさに右判旨と全く同様の見解を述べていると思われるのである。しかし、これらの見解には、法律の解釈ならびに公務員の法律関係の理解について基本的な誤りがある。

イ 公労法一七条は、公共企業体および国の経営する企業の国家の経済と国民の福祉に対する重要性にかんがみ、その企業の正常な運営を最大限に確保することによって公共の福祉を増進し、擁議しようとするものである(同法一条参照)。したが

ロ 以上のことは、公労法の関係条項の個別的解釈からも論証できるところであつて公労法三条は、同法一七条違反の争議行為を行なつた者に対する労組法八条の適用を除外している結果、国は、この違反を犯した者に対して損害賠償の請求をすることができる。また、右の違反に対してはいわゆる一八条解雇(その性格については後に触れる。)が可能である。これらは、すべて、企業の場において、使用者としての国と職員との間で行なわれるものである。公労法一七条は、国民生活全体の利益保護のためのみに設けられた規定であると解する立場からは、右の損害賠償や解雇の規定を素直に直視することはできないであろう。

ハ 公労法一七条二項は、公共企業体等におけるロックアウトを禁止し、この禁止 違反に対する効果について、公労法は、その一八条において、職員の争議行為に対すると同様の法律効果を認めている。仮りにロックアウトを実施した管理者による。仮りにロックアウトを実施したでの者による。のは、いわゆる一八条解雇がなされるかあるいは不処分とされるしたのでは、ないし、公労法一七条二項は、作業所を管理するおして、務ないとしなの公共企業体して、有禁止の違反を行なつた管理者にがいりのであるには、国公法八二条の適用を否定しえないが、場合によいである場合には、国公法八二条の適用を否定しえないがの適用も否定に依拠して、ある、そうだとすれば、原告らが主張する保護法益の相違とうほかなであるに特別をよったとすれば、原告らが主張する保護法益の相違とうほかなである。場合、かる取扱上の差異を生ずる理論的説明は不可能といたの意味を法的に考える場合、右に述べた点をも含めて統一的に対ければならないのである。

二 公労法一八条の解雇がいわゆる懲戒的性格を有するものかどうかは、学説上古くから争われているところであつて、多数の見解は、むしろその懲戒性を否定している。その論旨は、必ずしも一様ではないが、争議行為が集団的労働関係上の現象であることを理由とする見解(この見解の問題点については前記2で述べた)部分を除いて、ほぼ共通しているのは、公労法一八条は、争議行為を理由とする解雇が原則的に不当労働行為にあたらないことを示したものである、としている点である。尤も、この結論は、公労法一八条の一部の意味としては肯定しうるものである。しかし、それでは何故に不当労働行為とならないかというと、その理由について、従来の学説では、合理的な一片の説明もなされていないのである。

る。しかし、それでは何故に不当労働行為とならないかというと、そのは、合理的な一片の説明もなされていないのである。 それでは、合理的な一片の説明もなされていないのである。 それでは、右の理由は何であろうか。言うまでもなく、公労法一七条に違反する 議行為は、労組法七条一号の「正当な行為」に該らないからである。される は、公労法一七条の保護法益ないし目的の中に見出されるべきものである。 は、公労法一七条は、国民生活全体の利益と企業運営の正常性を相互不可分経済の に、公労法一七条は、国民生活全体の利益と企業運営の正常性を相互のの経済の として保護しようとするものと解さざるをえないことについて述べた。 として保護しようとするものと解さざるをえないことについて述べた。 として保護しようとするものと解さざるをえない。 まず第一に公外を の場合、公務の運営によらなければならないものであることを否定するものであること のる。そして、公務員のストライキが公務の正常な運営を阻害するものであること も、これまた否定する者はないであろう。したがつて、公務の能率的且つ正常な運営を確保するための企業秩序は、これを集団的労働関係との関連においても確保する方法を設けておかなければならないのである。これが公労法一七条の法意である。そうだとすれば、同条は、公共企業体および国の経営する企業における企業秩序を設定した規定にほかならないのである。したがつて、公労法一八条の解雇は、企業秩序違反に対する法律効果であり、懲戒的性格を否定しえないものとみなければならないのである。そして、かく解することについては、沿革的にも矛盾しない(この点の指摘については、すでに述べた。)のである。

右に述べたとおり、公労法一七条、一八条は、実定法の解釈のうえで、国公法八二条と異質のものではない。このことは、更に、公労法四〇条が国公法八二条の適用を除外していないことによつて立法的な解決がはかられているのである。しかして、公労法一七条違反の争議行為を行なつた者に対して国公法八二条が適用されるその余の法論理は、前記2で述べたところである。

(八)原告らは、短時間のストライキへの単純参加と懲戒処分の可否を、昇給延伸 という不利益との関係で問題にしている。

1 この点について、原告らは、本件処分によつて退職時までに自動的に数十万円の損害を受ける旨主張する。しかし、前記の如く右の試算は、すべての確定とれる旨主張する。しかし、前記の如く、また、全逓労組の権性者教定と紙の上での単純な算術計算でしかなく、また、全逓労組の犠牲者との権性に大けるものである。仮りに、右懲戒処分によって、を生ずるとしても、その不利益を生ずるとしても、その不利益との間の協約等においてそれに伴う昇給延伸の結果による不利益を生ずるとしても、その不知らは、すべて原告らが加入している全逓労組と郵政省との間の協約等においてなれているところであって、この点は、原告らも認めているところである。とれているところである。一般である。一般である。一次である。一次である。一次である。一次である。一次である。一次である。一次である。一次である。一次では、本件のが行るに対して対応では、本件ののであり、のの適用を受けているのである。

2 ところで、右昇給延伸の不利益について、もし仮りにこれを懲戒処分権の濫用の有無との関係で考えるとすれば、本件ストライキが国民の生活に及ぼすべき影響は原告らの右不利益に比して軽微であるとの断定が必要であろう。しかし、被告らがこれまで述べてきた本件争議行為の態様、業務阻害の事実に照らせば、本件ストライキの国民生活への影響は到底軽視しうるものではない。

3 原告らは、懲戒処分とそれに伴う効果を総合的にとらえ、この軽重との関係で公労法一七条の争議行為の禁止の限界、すなわち禁止対象となる争議行為の範囲を限定しようとしているように思われる。しかし、現行の公務員制度のうちにある懲戒処分の効果(間接的効果を含む。)の軽重を慮つて、公労法一七条の禁止対象を限定しようとする方法論は、法解釈の論理としては完全に逆立ちしたものであつて、かかる態度こそ法解釈としては極力回避されるべき政策論的解釈の典型であて、裁判の場では採るに足らない議論である。

4 ところで、公労法一七条の争議行為の禁止、すなわち同条違反の行為の違法性は、現行法体系のうえでどのように位置付けられるべきものであろうか。周知のとおり、いわゆる全逓中郵判決以後可罰的違法性の問題と違法性の相対的評価の問題に議論が集中し、とりわけいわゆる四・二都教組判決にいう「違法性の強い争議行為」、「違法性の弱い争議行為」、「実質的に争議禁止条項に該当しない場合」の当て嵌めの議論が行なわれている。ここではひとまず右の分類を認めたうえで本件についての議論をすすめることとする。

(1) 公務員の争議行為の禁止に関する実定法構造は、争議行為を禁ずる旨の禁止条項(国公法九八条二項または公労法一七条、地公法三七条一項または地公分法一一条)と、この禁止に違反した者に対する罰則条項(国公法一一〇条一項一門人工、地公法六一条四号および現業職についての従来の実務例では各事業法の罰則強定)からなつている。しかして、いわゆる四・二都教組判決における違法性の問題は、右の罰則条項の適用の有無の問題として考えられているのであり、その判断要素としては、当該争議行為を構成した職員の職務への共生の程度、ならびにその争議行為の態様から生ずる保護法益である国民生活の出版を関いる。本権を尊重することにより実現しようとする法益の比較側があげられている。一部には、これと同じ考慮が、禁止条項の適用および刑罰以外の法律効果の発生の有無についてもはらわれるべきであるかのように誤解されてい

が記ちの(三)、(四)は認める。同二の(五)のうち1(1)及び2(1)の各郵便業務の普通通常郵便物の未処理状況の部分のみ認め、その余は争う。

第五 証拠(省略)

#### 理由

一 原告らがその主張のとおりの郵政職員であり、被告らが原告らに対しそれぞれ昭和四三年五月四日付で原告ら主張のように減給又は戒告の懲戒処分をしたことはいずれも当事者間に争いがない。

- 二 右懲戒処分につき被告ら主張の処分事由の存否について検討する。
- (一) 被告ら主張の原告らの従事する郵政事業の実態、及び右郵政事業の国民経済に果たす役割については、原告らの明らかに争わないところであるから、これを自白したものとみなす。
- (二) 前記被告らの主張中第三、二(三)本件ストライキ実施に至るまでの経緯、同(四)本件ストライキ実施の状況の各事実については当事者間に争いない。(三)1 本件ストライキが実施され、そのため江戸川郵便局、昭島郵便局の各郵便外務の配達未処理郵便物数(普通通常郵便物)がいずれも被告主張のとおり増加し、その影響が江戸川郵便局では同月二九日頃まで昭島郵便局では同月三〇日頃まで残存したことは当事者間に争いない。
- 2(1) 成立に争いない乙第二号証の二乃至四、同三号証の二五及び証人D、同 Eの各証言を綜合すると、江戸川郵便局においては、本件ストライキによる当日の 右1以外の影響は次のとおりである。
- イ 郵便関係 窓口は他局管理者一名の応援により平常どおりであつたが、通配は午前一号便が五四区欠(一〇〇%)、同二号便が九区欠(一六%)、小包は二三五個配達できず滞留、速達は約八〇〇通が午前中配達できず、午后に遅延した。
- ロ 貯金関係 窓口は特定局長三名の応援により七二件の預入、払戻し業務を取

扱つたが、平常日の平均取扱件数約一二〇件に比し、四〇%の減少、積立貯金の集金業務は三〇%程度の低下であつた。

ハ 保険関係 窓口は特定局長一名の応援により一九件の受入、払戻等の業務を取扱つたが、平常日の平均取扱件数二○件乃至二五件に比し約四〇%の減少、集金業務は三、五一○冊の交付に対し七六一冊の取立(平常の取立率約六二、二%とすると約三〇%低下)であつた。

二 その他 応援にかり出された特定局長の本務局における業務にも多かれ少なかれ支障をきたした外江戸川郵便局における貯金募集業務に約六〇%、保険募集業務に約一〇〇%の支障をきたした。

以上の事実が認められ他に右認定を左右するに足る証拠はない。

(2) 成立に争いない乙第六号証の二、三、同第七号証の一乃至三及び証人F、同Gの各証言を綜合すると、昭島郵便局における本件ストライキによる当日の右1以外の影響は次のとおりである。

イ 郵便関係 窓口は特定局長二名の応援により平常どおりであつたが、通配は午前一号便が一九区欠(一〇〇%)、取集は一、二号便が欠、小包は九一個滞留、速達は一四〇ないし一五〇通が午前中配達できず午后に遅延した。

口 貯金関係 窓口は特定局長三名の応援により八二件の預入払戻しの業務を取扱ったが、平常日の平均と差はなかつた。積立貯金の集金業務は五一%程度低下した。

ハ 保険関係 窓口は職員一名を就労させ、九件の受、払事務を処理したため平常と差がなく、直接の影響はなく、集金業務は一〇二〇冊の交付に対し三五〇冊の 取立であつた。

二 その他 応援にかり出された特定局長の本務局における業務に或る程度の支障をきたした外昭島郵便局における貯金募集業務に約九〇%の、保険募集業務に約 六六%の支障をきたした。

以上の事実が認められ、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

(四) 右(一)乃至(三)の判示事実を綜合すれば、原告ら職員の行う業務は多かれ少なかれ、また直接と間接との相違はあつても、等しく国民生活全体の利益と密接な関連を有するものであり、その業務の停廃が国民生活全体の利益を害し、日民生活に重大な障害をもたらすおそれがあるものであり、原告らの本件ストライトは両郵便局において全体として、ほど同時に四六分乃至三時間五〇分間に亘り欠務行為を行つたものであつてその及ぼした影響は前示認定のとおり軽視すべきでなく、右は争議行為の正当性の限界を超えたものであつて、公労法一七条一項の禁止規定に違反して行われた違法な争議行為であるというべきである。従つて原告らの右行為はいずれも国公法九八条一項、一〇一条一項、九九条に違反し、同法八二条各号に該当するものといわなければならない。

四、原告らは公労法一七条違反の争議行為に対する措置は保護法益ないし条文上からみても同法一八条所定の解雇に限られるべきであると主張するので按ずるに公労法一七条の保護法益が前掲判示の如く国民生活全体の利益であることは疑いを容れないところであり、同条の違反に対する法律効果としては、同法一八条の解雇並びに損害賠償の民事責任追及にあることも明らかなところであるが、右各措置のみに損害賠償の民事責任追及にあることも明らかなところであるが、右各措置のみに損害賠償のは、公労法一七条違反の争議行為が前掲判示の如き正当性を具備するかぎりにおいてであつて、違法な争議行為の場合には組合員はその争議指令に従う義務を負担せず、この場合には前判示の如く懲戒処分による責任の追及もあり得る

のである。従つて右の範囲においては、公労法一七条の保護法益中には前記国民生活全体の利益の外に能率的な公務の運営又は企業運営の正常性を確保する目的のた めの職場ないし企業の秩序維持その他の法益を包含しているものと解せざるを得な い。そして、公労法一七条違反の争議行為が発生した場合、同法一八条によつて解 雇するか、否か、又は国公法八二条による措置をとるか否かは労働者のなした争議 行為の態様、目的、程度等に応じ、使用者たる国又は公共企業体の合理的な裁量に 委ねられているものと解すべきである。原告らの右主張も採るを得ない。 五原告らは被告らのなした本件各懲戒処分は明らかに過重な問責であり、権利の濫用として無効であると主張するのでこの点につき判断する。国公法八二条は、同条の各号の一に該当する違反行為をした職員に対し、懲戒処分として免職、停職、 減給又は戒告の処分をすることができるとしているが、懲戒をするかどうか、右懲 戒の種類のうちどのような処分をするかは、違反行為の程度、目的、態様のほか懲 戒処分によつて当該職員の受ける打撃等その他の情状に照応して合理的に妥当性を もつものでなければならない。そこで本件につき検討するに、原告らの本件争議行 為が全逓中央本部の罷業指令に基くものであつたこと、本件ストライキは比較的平穏に行われたこと、右ストライキの目的は中心目標としては賃金引上げであつたこ と、争議行為の行われた時間および公務の停廃の程度は前記記載の如きものであつ たことは前記認定したとおりであり、一方成立に争いない甲第一号証および証人 H、同Iの各証言によれば、本件争議行為により、江戸川郵便局(全逓江戸川支 部)関係では、支部長Hを含む三役は減給一○分の一を一○ケ月乃至一二ケ月とす る懲戒処分がなされたこと、郵政省と全逓との間に減給四月未満の場合には一号 俸、四月以上の場合には二号俸、戒告一回について一号俸いずれも定期昇給の際当 該職員の定期昇給号俸数(一年につき四号俸昇給)から減ぜられるものとの協約が 成立していることが認められ、右認定を左右する証拠はない。以上のような事情を 綜合すれば、原告らの本件処分によつて蒙る損害の点を考慮しても被告らが原告ら に対し、本件各減給、戒告処分を選択し、前記各法条並びに弁論の全趣旨により明 らかな前記郵政省職員懲戒処分規定等を各適用してなした本件各処分は過重な問責

であつて、懲戒権の濫用であるとは認められない。 そうすると、被告らの原告らに対する本件懲戒処分には違法な点はないというべきであるからこれが違法であることを前提とする原告らの本訴請求は、いずれも失当として棄却することとし訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九三条一項本文を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判官、中島恒、根本久、戸田初雄)

別紙(一)~(三)(省略)